C_{13} ＝ 0.030

D_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

E_{14} ＝ 0.018
E_{15} ＝ 0.019
E_{16} ＝ 0.019
E_{17} ＝ 0.017
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.01593
E_{21} ＝ 0.01686
E_{22} ＝ 0.019
E_{23} ＝ 0.019
E_{24} ＝ 0.018
E_{25} ＝ 0.018
E_{26} ＝ 0.017
E_{27} ＝ 0.013
E_{28} ＝ 0.0131
E_{29} ＝ 0.0007
E_{30} ＝ 0.00063
$E_{元}$ ＝ 0.00038

F_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{17} ＝ 0.028
G_{18} ＝ 0.027
G_{19} ＝ 0.026
G_{20} ＝ 0.02656
G_{21} ＝ 0.02810
G_{22} ＝ 0.032
G_{23} ＝ 0.031
G_{24} ＝ 0.030

C_{13} ＝ 0.031

D_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

E_{14} ＝ 0.018
E_{15} ＝ 0.019
E_{16} ＝ 0.019
E_{17} ＝ 0.017
E_{18} ＝ 0.016
E_{19} ＝ 0.016
E_{20} ＝ 0.01597
E_{21} ＝ 0.019
E_{22} ＝ 0.019
E_{23} ＝ 0.019
E_{24} ＝ 0.018
E_{25} ＝ 0.018
E_{26} ＝ 0.014
E_{27} ＝ 0.013
E_{28} ＝ 0.0007
E_{29} ＝ 0.0007
E_{30} ＝ 0.00063

F_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきもの））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{17} ＝ 0.028
G_{18} ＝ 0.027
G_{19} ＝ 0.026
G_{20} ＝ 0.02661
G_{21} ＝ 0.032
G_{22} ＝ 0.032
G_{23} ＝ 0.031
G_{24} ＝ 0.030